

『財形年金預金規定』

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れられるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ財形年金預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類・とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 前記1.による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預かりします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本(3)により継続した期日指定定期預金を含む。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額を取りまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日の満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金(M型)の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
 - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」といいます。)を作成します。ただし、自由金利型定期預金(M型)の預入機関は1年未満とします。
 - ② 年金計算基本額から前記①により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」といいます。)を作成します。
 - ③ 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金(継続口)は、満期日に、前記(1)に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前記(1)に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。

- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合
預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A. 1年以上2年未満	当組合所定の「2年未満」の利率
B. 2年以上	当組合所定の「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」といいます。)
 - ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合
預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当組合所定の利率によって計算します。
 - ③ 前記①、②の利率は、当組合所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額については、変更日以後最初に継続される日から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ③ 当組合がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合
預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について次の預入機関に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。

A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
C. 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
D. 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
E. 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
F. 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%
 - ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合
預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点3位以下は切捨てます。)によって計算します。

A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満	上記(1)②の適用利率×50%
- (4) この預金の付利単位は次のとおりとします。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合は、100円とします。
 - ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合は、1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は後記7.(2)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ後記7.(2)各号の一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を

制限する場合があります。

- (2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。
- (4) 前(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (5) 前(4)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

7. (預金の解約)

- (1) やむをえない事由により、この預金を上記3.による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財形年金預金ご契約の証(以下「ご契約の証」といいます。)とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預積金取引を停止し、または、預積金者に通知することによりこの預積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所あてに発信したときに解約されたものとします。
 - ① この預積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預積金口座の名義人の意思によらずに解説されたことが明らかになった場合
 - ② この預積金の預積金者が後記16.(1)に違反した場合
 - ③ この預積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当組合が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前6.(1)もしくは(3)の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
 - ⑤ この預積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 前6.(1)～(4)までに定める取引等の制限が1年以上にわたって解消されない場合
 - ⑦ 上記①～⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認の要請に応じない場合
- (3) 前(2)のほか、次の①～③の一つにでも該当し、預積金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預積金取引を停止し、または預積金者に通知することによりこの預積金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 預積金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ③ 預積金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を棄損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - オ. その他Aからエに準ずる行為
- (4) この預金が当組合が定める一定の期間に預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

8. (税金の追徴)

- 前記7.によりこの預金を解約する場合は、払出時の利息について非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税として支払われた利息について5年間にわたり遡及して20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税率により計算した税額を追徴します。ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合を除きます。

9. (退職時等の支払等)

- (1) 最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなった時は、この預金は、前記2.および3.にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前記7.(1)と同様の手続をとってください。
 - ① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
 - ② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。
 - (2) 退職等の事由が生じた日以後2年(当該事実の生じた日が平成16年3月末日までの場合は1年)以内に転職等を行った場合には、所定の手続きをすることにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入をすることができます。
10. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内にあるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
 11. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更

するときは、最終預入日までに、当組合所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更月支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

1 2. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当組合所定の書面により当店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

1 3. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに、成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときも、同様に、お届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに、任意後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によってお届けください

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)、(2)と同様に当店にお届けください。

(4) 前(1)～(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店にお届けください。

(5) 前(1)～(4)の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

1 4. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

(1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 契約の証または印章を失った場合この預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。なお、契約の証の再発行にあたっては、店頭表示の手数料をいただきます。

1 5. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

1 6. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

1 7. (ご契約の証の有効期限)

この規定によりお預かりした預金の支払が完了した場合は、このご契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

1 8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても当組合に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務(手数料債務、保証債務を含みます。)と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえご契約の証とともに直ちに当組合へ提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前①の充当の指定がない場合には、当組合の指定する順序方法により充当します。

③ 前①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限全返済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限全返済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限全弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 9. (規定の改定)

この規定を改定する場合は、その相当期間前に、改定内容を店頭ポスター、ホームページその他当組合が相当と定める方法にて告知することにより、当該告知に記載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

以上

2020年4月1日現在